

## 南宮式部卿貞保親王について

藤河家 利 昭

### はじめに

『源氏物語』横笛巻には、柏木遺愛の笛の由来が語られる中に、「故式部卿宮」の名が見える。古注釈は、これに陽成院の御弟の南宮式部卿貞保親王を当てている。石田穰二氏は、貞保親王を当てることについて古注釈を検討した上で断定は無理とされ、作中人物としては権斎院の父をよしとされている。<sup>(1)</sup>高橋和夫氏は貞保親王を擬することを「糸竹の名手で逸話も多いから不都合ではない」と言われている。そして、「故式部卿宮」は紫上の父を指すと考えられている。<sup>(2)</sup>ここではもう少し貞保親王の事績をたどるところによって、物語との関連について考えてみたい。

### 一 故式部卿宮

横笛巻の終りのところで、源氏は、夕霧が一条御息所から献上された柏木遺愛の笛についてこう語っている。

「その笛はここに見るべきゆゑある物なり。かれは陽成院の御笛なり。それを、故式部卿宮のいみじきものにしたまひけるを、かの衛門督は、童よりいことなる音を吹き出でしに感じて、かの宮の萩の宴せられける日、贈物にとらせたまへるなり。女の心は深くもたどり知らず、しかものしたるななり」などのたまひて、「末の世の伝へは、またいづ方にとかは思ひまがへん。さやうに思ふなりけんかし」など思して、この君もいといたり深き人なれば、思ひ寄る

ことあらむかし、と思す。(四、三五五―六頁)<sup>(3)</sup>

このことについて、注釈書類を見ておくことにする。先ず『河海抄』はこう注している。

式部卿宮萩宴事 可勘

此式部卿宮誰人乎陽成院の御伝とあれは彼皇子歟然者元長親王(原本長)二品式部卿元利親王母王氏三品式部卿母同兩人の間歟

但此人々強管弦之名譽不聞如何案之南院式部卿貞保親王事歟此大王糸竹之長者陽成院御弟也尤有(其)寄乎又云此式部卿宮は權齋院父桐壺御門事歟彼を貞保始言擬する歟(親王、貞保親王) (五〇六頁)<sup>(4)</sup>

『河海抄』は、「糸竹之長者」で、陽成院の御弟という理由で「南院式部卿貞保親王」を挙げ、さらに朝顔の齋院の父である式部卿宮を貞保親王に擬するかとしている。『花鳥餘情』は、

かれは陽成院の御ふえなり それを故式部卿の宮の伝て南宮式部卿貞保親王は笛達者也 清和の御子母染殿后陽成院の御弟也 それを紫上の父式部卿宮になすらへてこゝにみるへきゆへありとの給ふへし (二八五頁)<sup>(5)</sup>

と、「笛達者」貞保親王を挙げながらも、紫上の父である式部卿宮に准えたとしている。以後の古注も貞保親王を挙

げる点では一致しながらも、式部卿宮を朝顔の齋院の父とするか紫上の父とするかで分かれている。ただ紫上の父とすれば、薨じたという記事がないので「故」とは言えないということが指摘されている(『岷江入楚』所引秘説)。玉上琢彌著「源氏物語評釈」では、柏木巻末で柏木の死に「いと近き世」のこととされている「右將軍」保忠の没年(承平六年―九三六)や貞保親王の没年(延長二年―九二四)などから「柏木が五、六歳のとき貞保親王は四十歳ぐらいだから、だから萩の宴に柏木の楽才に感じて笛を与えることもありうる」と説かれている(第八卷二一六頁)。また、「故式部卿宮」について、ここで急に故人扱いとなることに不審はあるが、「ただ、紫の上の父で故人になつていれば、その人の笛を源氏がもつ理由は生ずる」(同一二五頁)と言われている。

先に作中人物としての「故式部卿宮」について触れておきたい。これを柏木との関係ということから見るとどうであろう。式部卿宮を紫上の父とすれば、二人は、若菜上巻の六条院で行われた源氏四十賀に同席している。

式部卿宮は参りにくく思しけれど、御消息ありけるに、かく親しき御仲らひにて、心あるやうならむも便なく、日たけてぞ参りたまへる。(四、五一頁)

この席で衛門督柏木は父太政大臣の跡を嗣いで和琴を演奏し、注目を集める。

これは、いとわららかに上る音の、なつかしく愛敬つきたるを、いとかうしもは聞こえざりしを、と親王たちも驚きたまふ。(同五三頁)

こういう場面を前提にすれば、式部卿宮家の萩の宴で、童の柏木が吹く笛の音に感じて宮が愛用の笛を与えるということもありうる話であると思われる。

## 一一 貞保親王

次に貞保親王について少し明らかにしておきたい。親王は清和天皇の皇子である。『帝王編年記』巻十四、清和天皇の条に次のようにある。

貞保親王 母同「陽成院」二品式部卿号「南宮又桂親王」管弦仙延長二年六月十九日薨

(十二、二二一頁)<sup>(6)</sup>

貞明(陽成天皇)、貞固、貞元の各親王に次いで四番目に挙げられている。同母の姉妹としては、「敦子内親王 母同「陽成院」賀茂齋院」とある。『一代要記』清和天皇の条には次のようにある。

貞保親王 二品式部卿母女御高子號南院式部卿宮貞観

十二年九月十三日誕生延長二年六月十九日薨

(一一三頁)<sup>(7)</sup>

太子貞明の後に皇子として貞圓、貞元の各親王に次いで貞保親王が挙げられている。貞圓は貞固が正しいであろう。<sup>(8)</sup>

『本朝皇胤紹運録』には清和天皇の皇子として次のような記事がある。

貞保親王 二品。式部卿。號「南宮」母同「陽成天皇」

(「頭」紀略。延長二年六月十九日。二品行式部卿貞保親王薨。年五十五) (第五輯四四頁)<sup>(9)</sup>

陽成天皇の母は、同書の当該箇所「母皇太后高子。長良卿女」(四二二頁)とある。なお貞保親王の上に陽成天皇と貞固、貞元、貞平の各親王があるので、親王は第五皇子ということになる。また、親王には、源國忠(従五下)、源國珍(従四上。春宮大進。内藏頭)、基淵の三人の子がある。『尊卑分脈』には次のようにある。

貞保親王 式部卿 二品 号南宮 母同陽成天皇

(第六十卷上五九頁)<sup>(10)</sup>

貞保親王の上に陽成天皇と貞固、貞元、貞平の各親王があるので、親王は第五御子ということになる。親王には、源國忠(従五下)、源國珎(但馬守従四下 内藏頭 美乃伊)と上総介 春宮大進左衛門佐)、基淵の三人の子がある。<sup>(11)</sup>

但し、敦子内親王は「母同貞平 齋院」（神祇伯良近子）とあつて、親王と同母ではない。『本朝皇胤紹運録』もこれと同じである。なお『紹運録』には「頭」按。敦子。三代實録為「皇太后高子所<sub>レ</sub>生。要記。敦子内親王。延長九年正月十三日薨」（第五輯四十五頁）とある。『三代實録』貞觀十五年（八七三）四月廿一日の条には「皇女敦子。与<sub>レ</sub>貞保同母並為<sub>レ</sub>親王」（『三代實録』前篇三二四頁）とある。

以上から親王は陽成天皇の同母弟であり、母は長良の女皇太后高子である。また、同母の姉妹として、齋院になつた敦子内親王がある。「南宮」と号したのは、南宮が唐代には吏部のこと、その吏部は式部省のことなので、式部卿であつた親王の呼び名となつたのであろう。『一代要記』のみが「南院」とするが、「南宮」の方が正しいのではあるまいか。なお、『文机談』（菊亭本）第一冊卷二は「南宮の山のうへなる大石に御身をやすめて」（五〇頁）<sup>(13)</sup>として邸を指すように取っている。また、桂親王と号したのは後で取り上げる『古今著聞集』卷六に出る、その「桂河の山莊」に由来するのであろう。

次に貞保親王の経歴を『日本紀略』『三代實録』で見ると次のようになる。

○清和天皇貞觀十二年（八七〇）九月十三日壬戌 ○歲  
第四皇子誕。皇太子同母弟也。  
〔實録〕前篇二七八頁

○同 貞觀十五年（八七三）四月廿一日乙卯 三歲  
是日。定親王八人源氏四人。（略）皇子貞保。母女御藤原氏。故中納言長良之女。  
〔同三二四頁〕

○陽成天皇元慶二年（八七八）八月廿五日戊子 九歲  
是日。皇弟貞保親王於<sub>レ</sub>飛香舍。始讀蒙求。從四位下行式部大輔兼美濃權守橘朝臣廣相侍讀。小會置宴令<sub>レ</sub>賦詩。管弦間奏。夜分而罷。賜<sub>レ</sub>祿。  
〔紀略〕第二前篇下四八七頁<sup>(14)</sup>

○同 元慶六年（八八二）正月二日乙巳 一三歲  
是日 帝同產弟貞保親王元服。即授<sub>三</sub>三品<sub>上</sub>。<sup>(15)</sup>

○同 元慶六年（八八二）四月廿八日庚子 一三歲  
除目云々。三品貞保親王為<sub>レ</sub>上野大守。  
〔實録〕後篇五一九頁

○光孝天皇仁和二年（八八六）六月廿六日甲戌 一七歲  
勅以<sub>三</sub>三品中務卿貞保親王<sub>為</sub>右相撲司別當。去元慶八年。以<sub>三</sub>三品行式部卿本康親王<sub>為</sub>左相撲司別當。今不改  
〔紀略〕五二四頁

○醍醐天皇延長二年（九二四）六月十九日 五五歲

二品行式部卿貞保親王薨。清和皇子年五十五。

（同第三後篇二六頁）

なお、親王の邸については、『古事談』第六、「邸宅諸道」に次のようにある。

花山院者貞保式部卿宮家也。清和第七皇子三品管弦者琵琶師也貞信公傳領。時人号二東

之宮ト。主人住「給西町」小一條之故也。九条殿傳「領

件家」之後。為「東宮御在所」。於此處有立坊以「是知」世俗之詞有「徵」云々。件所一名「東一條」云々。

（一八、一一四頁）<sup>(16)</sup>

『拾芥抄』中、諸名所部第二十に次のようにある。

華山院 近衛南東洞院東一町、本名東一條（家）云々、

式部卿貞保親王家、貞信公傳領之住、小一條之東號

之東家、九條殿令「給外家冷泉院此所立坊」花山院傳

二領之、  
（四〇一頁）<sup>(17)</sup>

親王の家は東洞院通りの東にあり、西側の小一條院と向い合っていた。『貞信公記』延喜二十年十一月二十六日の条に親王が、この小一條院と見られるが、忠平の家を訪れた記事がある。この親王の家を忠平が伝領し、さらに花山院となったのである。

### 三 管弦の長者

管弦のことに入る前に、親王の人物については次のように語られている。

御みさへすくれさせ給ければ、これをみたまつる女おもひにたへすして、袖に螢火をつゝみてそ、もゆる心をあらはしきこえ侍ける

（『文机談』（菊亭本）第一冊卷二、五一頁）

しかし、親王の人物について触れるところを他には見出だせない。

今までの例でも「管弦仙」とあつた。楽書の方をあたってみる。『懷竹抄』には「管弦長者」とある。

貞保親王

號「南宮」。清和第四御子。二品式部卿。管弦長者也。

但御笛師并御弟子不詳。而或書。御師匠古部春近

云々。  
（第十九輯七七頁）<sup>(18)</sup>

『續教訓抄』卷十一上によれば、親王が管弦に秀でていて、様々な楽器をこなしたことが述べられている。

古人ノ云ク、貞保親王ハ管弦ニ長シ、衆藝ノ人ナリ、

全ク肩ヲナラフルモノナシ、其中ニ笛ヲモテ本トス

所作ノ横笛ノ譜、末代ノ人其心ヲエカタシトイエリ、

御笛ノ師ハ、戸部春近ガ高祖父、吉延トイヒケルモノアリ、  
(五二五頁)<sup>(19)</sup>

笛の師については、『體源抄』五に同様の記述がある(五二二頁)<sup>(20)</sup>。『吉野吉水院樂書』では「管弦者」の筆頭に「貞保親王。南宮」を挙げている(第十九輯上四九七頁)<sup>(21)</sup>。『體源抄』十一ノ上でも「管弦名人等事」として、その筆頭に「貞保親王 清和皇子」(一四一〇頁)を挙げている。『文机談』(菊亭本)第一冊卷二(「貞保親王」)にはその管弦に秀でていたことが語られている。

南宮長諸芸事

一、この御門の御なかれをは、一品式部卿貞保親王つたへ給はらせ給、清和第四の御子也、又南宮とも申、桂の親王とも申、御門の御説のこる御事なく給はらせをはしますうへに、貞敏も在世のほとはつねにまいりてさつたてまつる、これも御笛又めてたき御器量なり、やかて御門の御師太田丸をひきうつさる、御門にもことのほかにまさりまいらせさせ給、あめのしたにはたくひすくなき御事也、又これのみにもかきらす、和琴・尺八など申めつらしきうつわ物までもらさずあそはしつくしけり、されは管弦の尊者とそ世には申ける、  
(五〇頁)

これによれば、貞保親王は琵琶を御父清和天皇から伝えられている。さらに、藤原貞敏からも琵琶を授かっていると言う。しかし、貞敏は貞観九年(八六七)十月四日に卒していて(『日本紀略』)、親王の誕生はその三年後の貞観十二年(八七〇)であるので、直接授かったということはあり得ない。清和天皇は貞敏から灌頂を受けたのである。貞敏は仁明天皇の時に遣唐使として渡唐し、簾承武から琵琶の曲調を授かった。親王は琵琶を源脩と藤原宜貫に伝えている(同書)。笛については清和天皇の御師太田丸(和邇部大田麿)の奏法を伝えている。

親王には、『古今著聞集』卷六、管弦歌舞第七に「二三一 貞保親王桂河の山莊にて放遊の時唐の廉承武が靈現はるる事」という逸話が伝えられている。

貞保親王、桂河の山莊にて放遊し給けるに、平調にしばらくて五常楽をなす間、ともし火のうしろに、天冠の影、顯現しけり。人々おぢ恐れければ、所現の影みづからいはく、「我は唐家の廉承武の靈也。五常樂急百反におよぶ所には、かならず來侍なり」とて失にけり。  
(一九六―七頁)<sup>(22)</sup>

同様の話は『體源抄』十一ノ上にもあるが、「明障子に大なるかうふりのかけのうつりたりけるを御覽じて、たれそ

と御たつねありければ」(一四二頁)とある。

親王は「衆藝ノ人」であったが、その中でも笛を基にしていた。『體源抄』十一ノ上にも「管弦御沙汰」の親王の中で、「貞保親王 笛、琵琶」(一四〇九頁)としている。これは帝王の項で「清和天皇 琵琶、笛」(一四〇八頁)としているので、御父帝譲りのものであったとも考えられる。

『古今著聞集』卷十九、草木第廿九に「六四八 貞信公忠平棗を愛し式部卿親王家の棗木を自ら移植の事」には、忠平が植えた棗の木ことが語られる中で親王にも触れられている。今は忠平の家となっている花山院はかつて親王の邸だったのである。なおこの式部卿親王は重明親王である。

又池の中島にもちの木あり。貞保親王の木の下に巖上に座し給て、常に笛をふかせ給けり。(四九二頁)  
『文机談』(菊亭本)第一冊卷二(「貞保親王」)にも同様のことがある。

南宮の山のうへなる大石に御身をやすめて、千夜御笛をふき給、いまの花山院はこれなり、(五〇頁)

『續教訓抄』卷十一上によれば、親王の笛の息は成高という者と共に「上霧」というものであった。これは羯鼓の

拍子と関わりなくわざとはずして吹くものであり、息の多いところで吹くようである(五二五―六頁)。これについて次のような話も伝えられている。

又堀河院ノ御息、又ウハキリ也、入道左大臣殿後房コレヲキ、テ、仰ラレケルハ、式部卿宮薨貞保親王テ後、五十年余ノ、チ、始テ又上霧ヲ聞ト云リ、(五二六頁)  
『體源抄』五にも同じ記述がある(五二二―二頁)。

また、『古今著聞集』卷六の「三三九 天曆三年四月藤花宴の御遊の事」には、親王の所持していた笛のことが出てくる。親王薨後、二十五年のことである。

同三年四月十二日、飛香舎にて藤花宴ありけり。右大臣・左衛門督・左兵衛督候給。和歌絲竹の興などは、女御、御おをくり物ありけり。先皇の勤子内親王にたまひける等譜三卷、貞保親王のもちみたりける笛・螺鈿すゐてんなどをぞたてまつり給ける。件等、奇香あるよし、李部王記し給たるとかや。いかなるにほひにてか付けむ。ゆかしき事也。(一九九頁)

この藤花の宴のことは『日本紀略』村上天皇天曆三年四月十二日の条にも見える。

○十二日乙酉。於飛香舎有藤花宴。天皇出御。侍臣賦詩奏樂。(第三後篇六三頁)

また、『西宮記』巻八「藤花宴」にこの例を挙げている。なお、『花鳥餘情』廿七寄生では、藤花の宴の場面で、何に依ったか分からないが、右の『著聞集』に関連する記事を引いている。

故六条院の御てつかからかき給て入道の宮にたてまつらせ給しきんのふ二卷五えうの枝につけたるをおと、とり給ふてそうし給ふ つきく（むら）のさうの御ことひわわこんなとすさくるんのものともなり

天曆三年右大臣捧先皇賜勳子内親王箏譜三卷左衛

門督執赤笛一管 元貞保親王 笛也 左兵衛督将螺箏一面

元貞親王物 有歌音 奏名而献之 (三五二頁)

親王には、「南竹譜」という笛の譜があつた(『懐竹抄』<sup>(24)</sup>)。

南竹譜ト云ハ。 貞保親王譜。(第十九輯六九頁)

『吉野吉水院楽書』でも、「南宮者。貞信親王」とある(第十九輯上四八九頁)。「南宮者」は、「南宮譜」かも知れない。『體源抄』十一ノ上には「人々異名等所被載仁智箏譜也」として「南宮貞保親王即号南竹譜」(一四一〇頁)とある。『體現抄』五には、「五家譜」として、「博雅 貞保 明暹 基政 正清 等譜」(五六二頁)を挙げている。『體源抄』五には、「南宮譜」は琵琶の譜であり、「南竹譜」

は笛の譜であるという(五六〇頁)。

『文机談』では「南宮横笛譜」と呼ばれ、十二卷あつたと言ふ。

延喜の聖代は、さしもこそよろつのみちをときみか、せをはしましけるにも、この御子に勅して横笛の譜十二卷をはゑらはせたてまつらせ給、いまの世までも南宮横笛譜と申か、みはこれなるへし、天下の證譜たるによりて、おほくの樂家の録にのせたり、 (五〇一頁)

これは醍醐天皇によつて撰ばせられたものである。延喜十九年(九一九)に勅があつて、同二十一年(九二二)に作つて進上している。延喜二十一年は親王五十二歳である。『懐竹抄』によれば、親王の笛の譜には次のような言葉が残されている。

然者貞保親王笛譜ノ序。弦哥調非<sub>レ</sub>笛不<sub>レ</sub>整。盖<sub>レ</sub>滌<sub>レ</sub>蕩嬌邪。而納<sub>レ</sub>雅正故也ト被<sub>レ</sub>書タリ。 (七七頁)

『續教訓抄』卷十一上にも同様の言葉がある。

貞保親王横笛譜ノ序云、夫弦哥ノシラへ、笛ニアラサレハト、ノホラス 蓋シユヘニ淫邪ヲ蕩滌シテ、コレヲ雅正ニイル、ナリ、 (四九八頁)

『體源抄』五にもある(五〇五頁)。「續教訓抄」卷四によ

れば、「皇帝破陳楽」のところ、堀河院が譜を作った後、白河院より「貞保親王、六卷ノ笛譜」が進上された。この譜について次のような説明がある。

胡桃色紙花軸ナリ、或人云、貞保親王自筆云々、人全不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>之御譜為<sub>ニ</sub>法皇<sub>ヲ</sub>御教<sub>一</sub> (一一二頁)

堀河院がこれを見ると、「皇帝破陳楽」の説の首尾が御自作の譜に叶うものであったという(同)。特に『續教訓抄』や『體源抄』には、舞の由来や楽の拍子などについて多く引かれている。

『河海抄』卷四紅葉賀では「南宮譜云」として青海波の曲の作者や曲調などについて引かれている(二七一頁)。以下、卷十胡蝶では皇疊の昔の舞手(四〇二頁)、同じく青柳の作者(同)、卷十三若菜上では落躑の昔の舞手(四七一頁)、同じく賀皇恩の舞の調子(四七三頁)などについて引かれている。また、卷四花宴では「南宮横笛譜云」として春鶯囀の昔の舞手と由来(二七九頁)、卷十三若菜下では仙遊霞の曲の種類(四九二頁)などについて引かれている。

笛以外に琵琶、和琴、尺八、箏等にも堪能であったようである。先ず、琵琶については『教訓抄』卷八に次のよう

承和ノ遣唐使貞敏、朝臣。簾承武<sub>ニ</sub>習キタテ。西ノ宮、オト、南宮ノ親王。此道<sub>ニ</sub>勝<sub>レ</sub>給リ。

(第十九輯上、三三三頁)  
『體源抄』八ノ上にも同様の記述がある(八〇一頁)。また、「琵琶血脉」にも名が見える。

遣唐使掃部頭藤原貞敏

式部卿貞保親王

樂所預圖書頭源修

修理亮藤原宜實

(第十九輯二八四頁)<sup>(25)</sup>

『順徳院御琵琶合』(承久二年三月二日)には、井手という琵琶の名器を、「是は貞保親王稱「愛宮」琵琶也」(『群書類従』第十九輯二八七頁)とするが、『江談抄』三「井手愛宮傳得事」には「延喜孫二天十五宮仁愛宮ト申人ノ琵琶」(『群書類従』第二十七輯五八〇一頁)ともあり、これは『江談抄』の方が正しいと思われる。

『文机談』(伏見宮本)(一)巻卷二によると笛の譜の外に、「又比巴の譜にも序かき給へり、樂家おほくこれを明鏡とす」(二九三頁)とある。

また、「和琴血脉」にも名が見える。

清和天皇  
又若江宮岐鷹等奉授之。清和御子。作案譜。

貞保親王  
醍醐天皇  
貞信公

(第十九輯上五一六一頁)<sup>(26)</sup>

『河海抄』卷十三(若菜上)に次のようにある。  
心にまかせてた、かきあはせたるすか、きに

(略)又貞親聖皇召藤原磐井等習御彼時貞保親王蒙勅  
命頗作其譜也 (四六七頁)

「貞親聖皇」は清和天皇である。親王が和琴の譜を作った  
ということは「體源抄」十上「神楽道名人」に見える。

尺八についても「續教訓抄」卷第十一、吹物部に次のよ  
うにある。

尺八。南宮親王、慈覺大師ナド被遊タリケルホカ、  
吹タリトミヘズ、 (三九八頁)

「教訓抄」卷六では「王照君」について次のように言っ  
ている。

本朝ニ絶畢。而南宮從尺八吹傳御座ト云々。

(第十九輯上、二八四頁)

また、同卷八では、尺八について述べるところに次のよう  
にある。

貞保親王令吹給。王昭君ト云案ハ。絶テ持リケルヲ。彼親王。

尺八ヨリ。横笛ニハ。ウツサレタリ。(同三三二頁)。「續教訓  
抄」卷十一中、四七八頁、「體源抄」五、六二八〜九  
頁にもある。)

これらから親王は尺八を吹き、本朝では絶えていた「王昭  
君」という楽を尺八から横笛に移して吹き伝えたのである  
(『倭名類聚抄』卷四、音楽部十曲調類にも同様の記述があ  
る)。なお、『文机談』(菊亭本)では横笛ではなく、「よの  
うつわ物」に移し伝えたとある(五一頁)。  
「秦箏相承血脉」には次のように見える。

文德皇子母  
天皇太后明子  
清和天皇  
號「水尾」  
貞保親王  
一品式部卿母皇太后高子

三品兵部卿母高  
宮頭藤原諸藤女  
貞眞親王  
九宮

(第十九輯二七二頁)

『體源抄』十上には、「神楽道名人」として、「二品式部卿  
貞保親王 作倭琴譜」(一一一八頁)とある。

なお、『西宮記』所引の『醍醐天皇御記』延喜八年(九  
〇八)正月一日の条に次のようにある。

未刻御南殿、儀式如常、雅樂奏樂了、左大臣起座曰、  
召書司許之、大臣目内侍召之、典書滋昇持御琴、入自

東障子戸候之、左大臣持之、授兵部卿令彈、侍臣同音  
唱歌、數曲後、大臣奏見參、縫殿給御被、了還寢、

(卷一、一一頁)<sup>(27)</sup>

『醍醐天皇御記』では、兵部卿の傍注に「貞保」とある  
(『増補史料大成』四三頁)。左大臣は藤原時平である。こ  
れは琴きんであろう。親王が三十九歳の時である。

## おわりに

以上のように貞保親王は管弦の諸道にわたって堪能で  
あったが、特に笛において際立った才能を發揮したよう  
である。親王の持っていた笛が伝わっていた可能性もある。  
そして、その笛の譜は楽家の重要な拠り所となった。自邸  
の萩の宴で笛の音に感じて愛用の笛を与える人物としてま  
ことにふさわしいと思われる。しかも親王は、この物語の  
準拠となっていると言われる醍醐天皇の時代まで在世して  
いた人物である。

一方で、式部卿宮の持っていた笛が「陽成院」の笛で  
あったことも注意する必要がある。その元が天皇に帰せ  
られているのである。藤裏葉巻の六条院行幸では「宇多の  
法師」という和琴の名器が弾かれている。また、若菜上巻  
の源氏四十賀では、「宜陽殿の御物にて、代々に第一の名

ありし御琴」という琴の琴を源氏が弾いている。こういう  
重要な儀式に天皇と関わりの深い楽器が持ち出されるのは、  
源氏自身の王族たる所以が確認されるのであろう。「みず  
からもさらにこれが音の限りはえ吹き通さず」(横笛巻四、  
三四五頁)と言った柏木は藤原氏の長男であった。この  
「音の限り」を吹き通すことが出来るのは、王族の源氏の  
子であるべき薫を待たなければならなかった。その薫が王  
族に繋がる者であることを証すのが陽成院の笛であった。

## 注

- (1) 池田亀鑑編『源氏物語事典』上巻、一九二―三頁(昭和四四年三月刊)。
- (2) 「四 女三の宮物語と横笛の伝授について」(『源氏物語の主題と構想』所収、二二―二頁。昭和四一年二月刊)
- (3) 『源氏物語』本文の引用は日本古典文学全集(小学館)により、巻数と頁数を示す。以下同じ。
- (4) 玉上琢彌編『紫明抄河海抄』により、頁数を示す。以下同じ。
- (5) 中野幸一編『花鳥餘情 源氏和秘抄 源氏物語之内不審条々 源語秘訣 口伝抄』(源氏物語古註釈叢刊第二巻)により、頁数を示す。以下同じ。
- (6) 「改訂増補国史大系」により、頁数を示す。

(7) 「新訂増補史籍集覽」公家部年代記編(一)により、頁数を示す。

(8) 『皇代記』清和天皇の条にも、「二品式部卿 貞保親王」と見え、貞明(陽成天皇)、貞固、貞元の各親王に次いで四番目に挙げられている(『群書類従』第三輯一八五頁)。

『皇胤系図』にも「貞保親王 母同陽成。式部卿二品。號南宮。」と見え、同様に四番目に挙げられている。同母の姉妹としては、「敦子内親王 母同陽成。賀茂齋。」とある(『続群書類従』第五輯上、二八頁)。

(9) 「群書類従」により、頁数を示す。以下同じ。

(10) 「新訂増補国史大系」により、頁数を示す。

(11) 『文机談』(菊亭本)第一冊卷二(「貞保親王」)には、「御子二人」として「従五位国忠、従四位下国弥クニイヤ一説ヨシ」を挙げている(『古典文庫』五二―三頁)。

(12) 「新訂増補国史大系」により、頁数を示す。以下同じ。

(13) 「古典文庫」により、頁数を示す。(伏見宮本)も同じ。

(14) 「新訂増補国史大系」により、頁数を示す。以下同じ。

(15) 是日 帝同産弟貞保親王元服。

(『扶桑略記』「改訂増補国史大系」一二、一三六頁)

(16) 「改訂増補国史大系」により、頁数を示す。

(17) 「新訂増補故実叢書」により、頁数を示す。『雍州府誌』卷八、古蹟門上にも同様の記事がある。

(18) 「群書類従」により、頁数を示す。以下同じ。

(19) 「日本古典全集」により、頁数を示す。以下同じ。

(20) 「日本古典全集」により、頁数を示す。以下同じ。

(21) 「續群書類従」により、頁数を示す。以下同じ。

(22) 「日本古典文学大系」により、頁数を示す。以下同じ。

(23) 「續教訓抄」卷十一上によれば、親王には次のような逸話がある。

基通云、故三宮ノ仰ラレシハ、式部卿宮、博雅三位、意趣アルニヨリテ、門ヲ切ニ、勇徒等數十人仰ヲ奉テ、ヒソカニ行向フ、三位寢殿ノ西ノ妻内格子一間許アケテ、アリアケノ月、西ノ山ノハニカ、ルヲナカメテ、大簾築ヲ吹スマシテ居ケリ、勇徒等コレヲキクニ、不覺ノ涙下ケリ、各ナミタヲナカシテ、コレヲキル事アタハス、歸參シニケリ、宮待テトヒ給ケレバ、具ニ此由ヲ申ス、宮此ヲキカセ給テ、同ク、涙ヲナカシテ意趣ヲ思止給ニケリ、(四六一―三頁)

しかし、従三位源博雅は天元三年(九九〇)に六十三歳で薨じている(公卿補任)ので、親王が薨じた延長二年(九二四)でも博雅は七歳でしかない。「意趣」ということは無理であろう。

(24) 『本朝書籍目録』にも、「南竹譜 貞保親王撰」とある(『群書類従』第二十八輯一七五頁)。

(25) 「群書類従」により、頁数を示す。以下の「奏筆相承血脉」も同じ。

(26) 「續群書類従」により、頁数を示す。

(27) 「新訂増補故実叢書」により、頁数を示す。